

令和元年11月15日

財政局 税制課

報道機関各位

宿泊税に係る総務大臣の同意について

本市では、法定外目的税である宿泊税を新設するため、総務大臣に対して協議を行ってきましたが、本日、令和元年11月15日（金）、総務大臣の同意を得ましたので、お知らせします。なお、福岡県及び福岡市の宿泊税についても、同日付で同意を得ています。

これに伴い、11月19日（火）、条例及び規則※を公布する予定です。

施行期日については、福岡県と同様、令和2年4月1日となります。施行に向け、宿泊者、宿泊事業者、旅行業者などの関係の皆様に対し、しっかり周知を行ってまいります。

なお、このことについての市長のコメントは別添のとおりです。

【参考】

◆11月19日公布予定の条例及び規則について

- ・北九州市宿泊税条例（令和元年9月市議会定例会で可決）
- ・北九州市宿泊税条例の施行期日を定める規則

◆施行期日に関する条例及び規則の規定

【北九州市宿泊税条例】

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（以下、略）

【北九州市宿泊税条例の施行期日を定める規則】

北九州市宿泊税条例の施行期日は、令和2年4月1日とする。

【担当】財政局税制課

中村、永野

582-2030

市長コメント

宿泊税に係る総務大臣の同意について

本日、本市が福岡県とともに総務大臣に協議していた宿泊税の導入について、総務大臣の同意が得られました。総務大臣及び関係者の皆様には、速やかに同意にご理解いただき、感謝申し上げます。

令和2年4月1日からの課税開始に向けて、福岡県及び福岡市と連携しつつ、市民や宿泊者、宿泊事業者など関係の皆様に対して、宿泊税導入の趣旨や制度の内容について、しっかりと周知を図り準備するよう、関係部署に指示をしました。

また、宿泊税の使い道については、来年度の予算編成に向けてすでに具体的な検討を始めております。より多くの方に本市を訪れていただくため、「観光資源の魅力向上」や「受入環境の充実」など、より快適に滞在できるような取組などに役立てていきたいと考えています。